

SNSに起因する被害児童の現状

～被害に遭わせないために親ができること～

1 被害児童数の推移

- 全国で令和4年にSNSがきっかけとなった事犯の被害児童数は1,732人で、前年比では少し減少したもの、高止まりしています。
- 内訳は、自画撮り被害などを含む児童ポルノ事犯が多く、みだらな性行為やわいせつな行為をされる青少年保護育成条例違反が次に多くなっています。

SNS等に起因する事犯の被害児童数の推移(全国)

■青少年保護育成条例違反 ■児童買春 ■児童ポルノ ■児童福祉法違反 ■重要犯罪等 ●SNS合計



- 福井県では、令和4年中にSNSがきっかけとなって被害に遭った児童は7人で、過去3年平均被害児童数は6.6人です。

2 被害児童のフィルタリングの利用状況

- 被害児童全員が被害当時フィルタリングを設定していました。
- 福井県では、「福井県青少年愛護条例」により、青少年が使用するスマートフォン等の契約時のフィルタリング手続きが厳格化されています。（令和元年7月1日施行）

○携帯電話の新規契約または機種変更などをする場合、以下の対応が義務化されています。

- ・携帯電話会社等は、青少年または保護者に対し、有害情報を閲覧する恐れ、フィルタリングの必要性・内容などについて説明した上、書面を交付する
- ・保護者は、携帯電話会社等が提供するフィルタリングサービスなどを希望しない場合、理由を記載した書面を提出する

3 被害に遭わないために

○裸の画像は送らない

好奇心を満たす目的で、18歳未満の子の裸や下着姿の写真を持つことは法律違反です。「大切にするから、裸の写真を撮って送って。」は、相手が悪いこと（違法行為）をしようとしているという意味だと判断しましょう。

○情報の組み合わせに注意

フォロー相手や友達との会話から名前や学校名が知られてしまうと、顔写真だけでも脅しのネタになる可能性があります。ネットだけの知り合いに、自分の秘密や内緒ごとを打ち明けるのはとても危険です。

○深みにはまってしまう前に

「自分だけは大丈夫」と思って注意を怠ることが1番危険です。「直接写真をやり取りしないこと」と「秘密を話さないこと」が大切です。また、SNS上では、ウソの書き込みや写真の偽装が容易にできるので、目に見える情報を簡単に信用してはいけません。

4 家庭で学ぶデジタルシティズンシップ

普段から、デジタル機器との付き合い方を子どもたちと話し合い、保護者の皆さんのが一番の理解者であることが大切です。SNSでのトラブルは、子どもたちが誰にも打ち明けられずに、被害が大きくなる傾向があります。だから、何もトラブルに巻き込まれていないときに、

家族でデジタル機器についてじっくり話し合い、家族オリジナルの取扱説明書を作り上げておくことが大切です。決してルールを決めて規制するものではありません。安全な使い方と一緒に確認していくものです。

夏休みの時間があるときに、ぜひ家族でデジタルシティズンシップについて学んで実践するのもおすすめです。



＜参考＞・家庭で学ぶデジタル・シティズンシップ 総務省

https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/parent-teacher/digital_citizenship/

・インターネットトラブル事例集～2023年版～ 総務省

https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/

・少年非行、児童虐待及び子供の性被害 警察庁

https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/uploads/R4kodomo.pdf

本メールに関して御質問、お問い合わせがある場合は下記まで御連絡ください

【担当】福井県防災安全部県民安全課

☎:0776-20-0745（直通）メール：kenan@pref.fukui.lg.jp

★子どもの安全安心に関する情報などをツイッターで発信しています→

